

# 韓国の 対米FTAへの取組

食料領域 主任研究官 樋口 倫生

## 1 はじめに

韓国は、生産性を向上させ経済のさらなる発展をめざして、2003年以来、積極的に同時多発的な自由貿易協定（以下、FTA）を進めている。これまでのFTAの進捗状況を確認すると（第1表）、既に、チリ、シンガポール、EFTA、ASEAN（商品分野）とのFTAが発効しており、EU、カナダ、ASEAN（サービス・投資分野）を含む6カ国（地域）との交渉が推進中である。また中国、MERCOSUR、GCCとは、FTA交渉のための環境を調整している段階にある。米国とのFTAに関しては、今年4月に交渉が妥結し、7月に正式署名を終えており、これを受けて韓国政府は9月にFTA批准同意案を国会に提出した。韓惠洙（ハン・ドクス）國務總理は、政界に韓米FTA締結に反対する意見が存在していることを意識して<sup>(1)</sup>、国会に提出する際の対国民談話の中で、「現在、損害を受けるであろうと憂慮している方にも、納得し利益を得ることができるように準備します。特に、農業と農村の未来のために、支援対策を着実に推進していきます。」と述べている。

第1表 韓国におけるFTAの推進状況

相手国	現況	交渉開始	交渉妥結	正式署名	批准案 国会通過 (韓国)
	妥結	(年/月)			
チリ	2004年4月 発効	99/12	02/10	03/ 2	04/ 2
シンガポール	2006年3月 発効	04/ 1	04/11	05/ 8	05/12
EFTA	2006年9月 発効	05/ 1	05/ 7	05/12	06/ 6
ASEAN(商品分野)	2007年6月 発効	05/ 2	06/ 4	06/ 8	07/ 4
米国	2007年7月 正式署名	06/ 6	07/ 4	07/ 7	?
	FTA交渉推進中				
ASEAN (サービス・投資分野)	2007年10月 第20回交渉	05/ 2			
カナダ	2007年10月 第11回交渉	05/ 7			
インド	2007年10月 第8回交渉	06/ 3			
EU	2007年10月 第4回交渉	07/ 5			
メキシコ	2006年 6月 第3回交渉	06/ 2			
日本	2004年11月 第6回交渉	03/12			
	交渉環境の調整段階				
中国	2007年 7月 ソウルにて産官学共同研究第2回会議開催				
MERCOSUR <sup>(1)</sup>	2006年10月 第4回FTA共同研究開催				
GCC <sup>(2)</sup> 日本	2007年 3月 盧武鉉大統領中東訪問時にFTA推進合意				

資料：韓国外交通商部「自由貿易協定」(www.fta.go.kr/user/index.asp)をもとに筆者作成。

注(1) MERCOSUR（南米南部共同市場）は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイなどの正式加盟国とチリなどの準加盟国で構成されている。

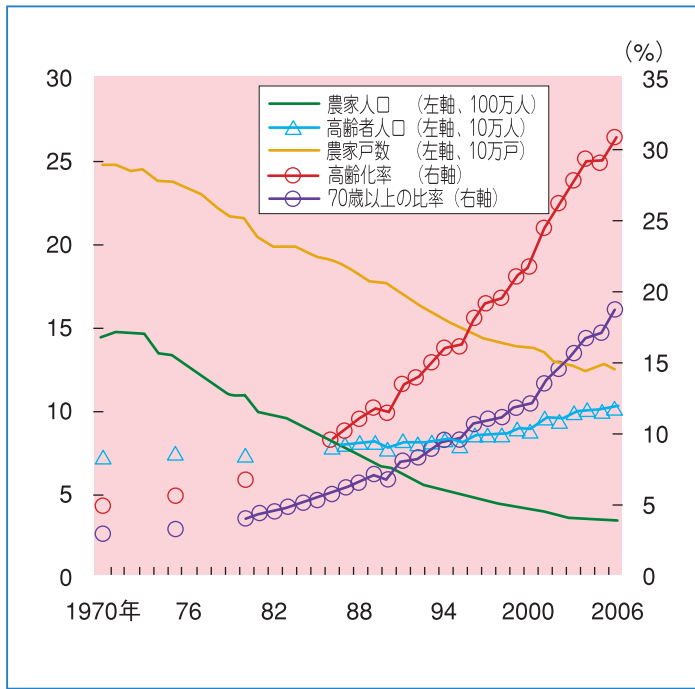
(2) GCC（湾岸協力理事会）はサウジアラビア、クウェートなど6カ国からなる。

本稿では、現在、国会での承認を待つ韓米FTAに焦点を当て、交渉妥結までの経過、決定した譲許案、それを根拠にした農業部門への影響及び国内対策などについて整理分析する。韓国のFTAに対する取組を把握することにより、今後の日本のFTAあるいは

経済連携協定（EPA）に関し、有益な政策的含意が得られると思う。

## 2 韓国の農業

韓米FTAについて議論する前に、まず本節で、農村の高齢化と食料自給



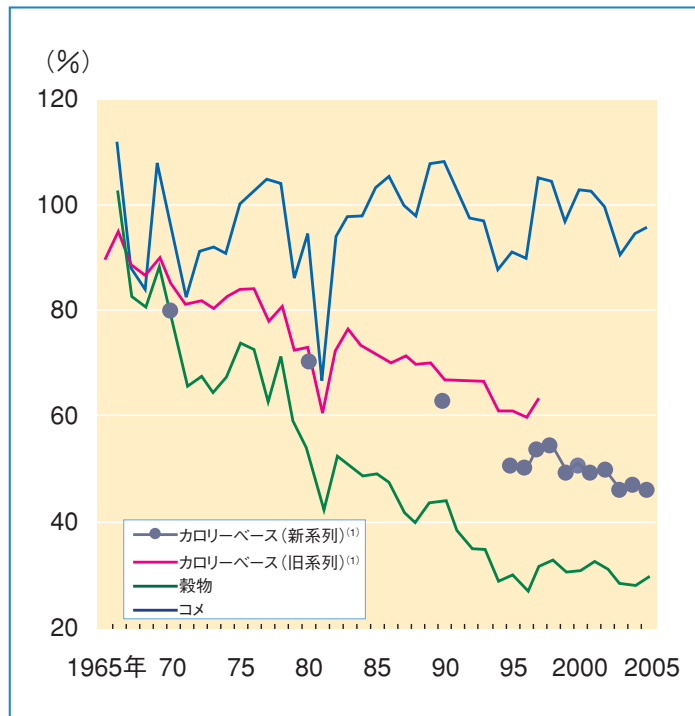
第1図 韓国の農家の現況

資料：韓国統計庁『農業基本統計』（各年版）。  
注. 高齢者人口は65歳以上の人口。高齢化率は、農家人口で高齢者が占める比率。

率の低下という問題を中心に、韓国農業の現状を概観しておこう<sup>(2)</sup>。農家戸数を確認すると（第1図）、1970年の24.8万戸から一貫して減っており、2006年に70年のほぼ半数である12.5万戸となっている。農家人口についても、1970年代前半に1500万人弱であったが、2006年には4分の1以上減少した330万人となっている。このような農家戸数や農家人口が減少する過程で、農村の高齢化も急速に進んでいる。第1図から分かるように、高齢者の絶対数は、

1970年（71万人）から2006年（102万人）まで43%ほど増加しており、さらにこの間に、若年層が農村から都市に移動したため、高齢化率が急激に上昇している。1970年に4.9%の高齢化率であったが、80年代前半に高齢化社会（高齢化率が7.14%）となり、93年には高齢社会（高齢化率が14.21%）に移行し、わずか6年後の99年に超高齢社会に突入した<sup>(3)</sup>。

以上のような農村の高齢化が進展する過程で、製造業が輸出を中心に大きく成長し、農業部門の生産性の上昇が相対的に鈍化して比較劣位化が進行した。この比較劣位化は、GDPや全就業者に占める農業部門の割合の低下だけでなく、第2図の自給率の推移からも把握できる。これまで韓国は、食料の安全保障を確保するために自給率の向上に力点をおいてきた。しかし第2図に描かれているように、カロリーベースの自給率（新系列）が1970年の79.5%から90年に62.6%まで低下し、さらに99年に50%を割り込み<sup>(4)</sup>、2005年に46%となってい



第2図 食料自給率

資料：韓国農村経済研究院『食品需給表』（各年版）。  
注(1) 新系列では、肉類について飼料自給率を考慮している。

る。また、穀物自給率も1966年に100%を越える102.5%であったが、その後急速に低下しており、79年に58.7%となり、90年代後半に3割前後で推移し、2005年には29.3%となっている。個別品目でみても（第2表）、小麦、大豆、牛肉の自給率が1966年以降、急速に低まっているのが読みとれる。

一方、コメについては（第2図）、国境措置などの保護政策を通じて希少資源を生産に向かわせ、1975年以降ほぼ100%を維持しており、国内

第2表 品目別の食料自給率 (%)

年	小麦	大豆	野菜	果実	肉類	牛肉	卵	牛乳	魚介類
1966	43.4	99.4	100	100.6	100	100	103.1	—	118.1
1970	15.4	86.1	100.2	100.2	100	98	99.2	—	115.1
1980	4.8	35.1	100.2	98.6	97.4	93	100	109.7	132.7
1990	0.1	20.1	98.9	102.5	92.9	53.6	100	92.8	121.7
1995	0.3	9.9	99.2	93.2	89.2	50.8	99.9	93.3	100.4
2000	0.1	6.8	97.7	88.7	83.9	53.2	100	81.2	87.7
2001	0.1	7.7	98.3	88.9	81	42.3	100	78.9	77.9
2002	0.2	7.3	97.7	89.1	82	36.6	100	81	63.8
2003	0.3	7.3	94.7	85	81.2	36.3	100	81	61.7
2004	0.4	7.1	95	85.2	83.5	44.2	100	74.2	55.7
2005	0.2	9.8	94.5	85.6	81.6	48.1	100	72.8	64.3

資料：韓国農村経済研究院『食品需給表』（各年版）。

自給に成功したといえる。しかしながらコメを含めてもなお低い水準の食料自給率は、先進国の中で日本以外にみられないものであり、韓国においても、安定的な食料供給をどのように確保するか、あるいは農業の比較劣位化をいかにして阻止するかが重大な課題

となっている。

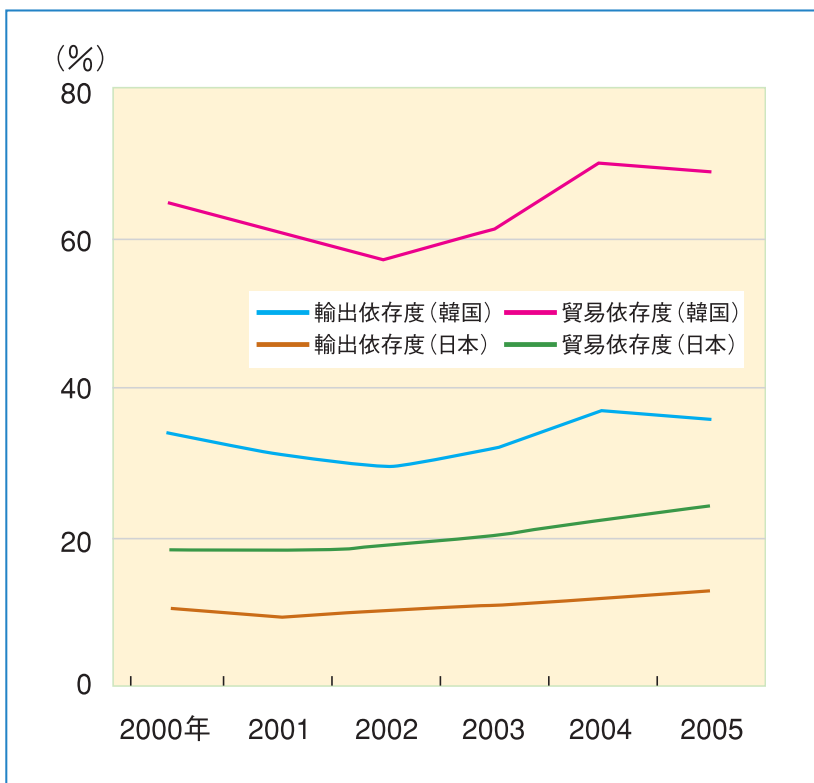
このように農業が苦境にある中で、韓国はFTAを推進しようとしている。そこで次節以降、韓国のFTAに対する取組とその農業とのかかわりを観察していく。

### 3 韓国がFTAを推進する理由<sup>(5)</sup>

韓国がFTAを推進する理由の1つは、1993年のEU発足や94年のNAFTA発効を契機に世界的に地域主義が広がっていく中で、FTAネットワークの域外国家としての被害を最小化するだけではなく、積極的にこのような趨勢に対応しなければならぬ点にある。第3図にあるように、韓国の貿易依存度は、2000年以降、ほぼ60%を超えており、また、輸出依存度は、日本の貿易依存度よりも大きく、近年では35%以上の水準にある。これらの数値を考慮すると、主要競争相手国がFTAを推進している状況で、韓国は既存の輸出市場を維持し、かつ、新たな市場に進出するためにFTAの拡大に全力を傾ける必要がある。主要貿易相手国が他の国とFTAを締結した場合、韓国製品には相対的に高い関税が賦課されることとなり、価格競争

力が低下し、徐々にその市場を喪失することになる。それ故、韓国製品の輸出競争力を維持し、安定的な海外市場を確保するために、主要貿易相手国とのFTA締結が必須の条件となっている。

2つ目の理由として、国家全般のシステムを先進化し、経済体質を強化するため、能動的に市場を開放し、自由化を進める必要があるという点を挙げることができる。第4図の産業部門別の付加価値比率をみると、サービス産業が圧倒的な値であり、製造業だけの成長

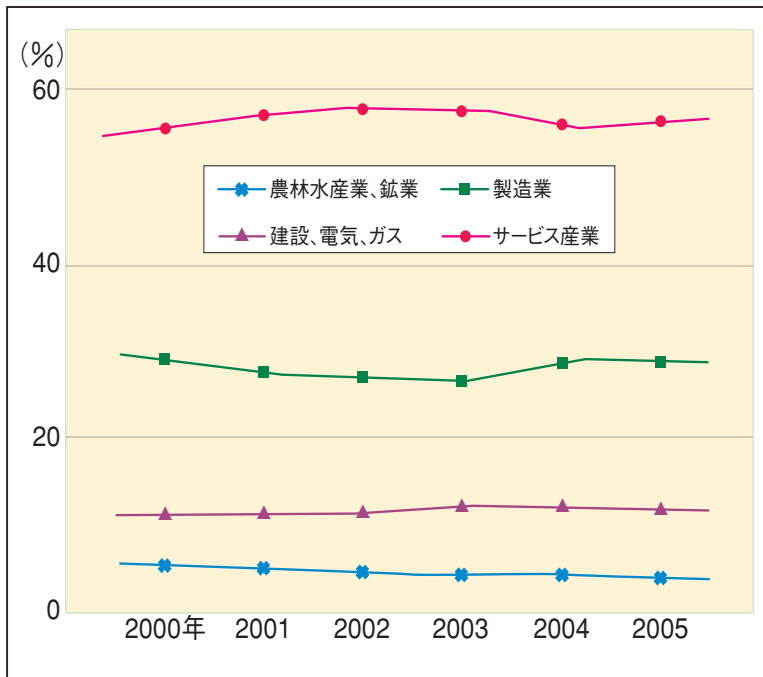


第3図 貿易依存度<sup>(1)</sup>と輸出依存度<sup>(2)</sup>の推移

出所：韓国貿易協会『貿易統計』(stat.kita.net/kts/sum/gikt0110d.jsp)、韓国銀行『経済統計システム』(ecos.bok.or.kr/)、総務省統計研修所『日本統計年鑑』。

注(1) (輸出額+輸入額)÷GDPで計算。

(2) 輸出額÷GDPで算出。



第4図 韓国における各産業部門の付加価値比率(1)

資料：韓国銀行「経済統計システム」。  
注(1) 各産業部門の付加価値÷GDP。名目値ベース。

## 4 韓米FTAへの取組

### (1) 交渉の経過(6)

には限界があることが分かる。FTAを通してサービス部門の生産性が向上すれば、大きな所得上昇効果が期待できる。

以上のような理由により、韓国はFTAに積極的に取り組んでいるといえる。では次に、特に米国とのFTAに焦点を当て、妥結までの経過をみていこう。

2006年2月に韓国とアメリカの両政府がFTA交渉の開始を公式に宣言し、6月に第1回交渉、7月に第2回交渉が開催された(第3表)。この2回の交渉は、両国の意向について意見交換しあう程度のものであり、農業

第3表 韓米FTA交渉の経過

日程	交渉内容など	場所
(2006年)		
2月3日	韓米政府FTA交渉の開始を宣言	ワシントンD.C.
6月5日～9日	第1回交渉	ワシントンD.C.
7月10日～14日	第2回交渉	ソウル
8月15日	一次関税譲許案交換	
9月6日～9日	第3回交渉	シアトル
10月23日～27日	第4回交渉	済州
12月4日～8日	第5回交渉	モンタナ
(2007年)		
1月15日～19日	第6回交渉	ソウル
2月11日～14日	第7回交渉	ワシントンD.C.
3月8日～12日	第8回交渉	ソウル
3月19日～22日	高位級交渉	ワシントンD.C.
3月26日～4月2日	通商長官会議	ソウル
4月2日	交渉妥結	

資料：韓国外交通商部「自由貿易協定」をもとに筆者作成。

部門に関しては、農産物セーフガード(ASG)や関税割当(TRQ)に対する見解の差を確認しあった。

本格的な議論は、8月に電子メールで交換された一次譲許案(市場開放要りリスト)をもとにした第3回交渉から始まった。韓国はこの譲許案で、

1531品目(HS10単位基準)<sup>(7)</sup>のうち284品目を、関税撤廃例外とするその他の品目(undefined、未定)とし(第4表)<sup>(8)</sup>、コメ、大豆、牛肉、鶏肉、豚肉、唐辛子、ニンニク、たまねぎ、りんご、なし、ぶどう、みかん、もも、天然蜂蜜、高麗



第4表 韓国側の未定(undefined: 関税撤廃例外)品目の内容

区 分	一次譲許案(8月15日)での284品目	
	第4回交渉で未定維持品目(226品目) <sup>(1)</sup>	第4回交渉で関税撤廃に転換(58品目) <sup>(1)</sup>
穀 物	コメ、大豆(食用)、大麦、トウモロコシ、麦芽など	サツマイモ、みそ玉麴、小麦、変性澱粉など
畜 産 物	牛肉、豚肉、チーズ、鶏肉、粉乳、天然蜂蜜、鹿茸など	原皮、マヨネーズ、馬、大豆かすなど
果 実	オレンジ、みかん、りんご、なし、ぶどう、甘柿、もも、オレンジジュース、りんごジュースなど	グレープフルーツ、レモン、アボカド、サクランボ、イチジクなど
野 菜	ばれいしょ、たまねぎ、唐辛子、ニンニク、ゴマ、高麗人参、生姜など	トマト、チシャ、西瓜、アロエ製品など
林 産 物	クルミ、栗、朝鮮松の実、シイタケなど	松茸、わらびなど
加 工 食 品	大豆油(粗製油)、ごま油、砂糖など	コーン油(粗製油)、醤油、大豆油(精製油)、混合調味料など

出所：姜(2006)。

注(1) 2006年10月18日に国会に提出された資料であり、第4回交渉終了時の譲許案とは異なる。韓国経済新聞(2006年10月31日)は未定維持が235品目と伝えている。

人参などを含めた。また、農産品の関税撤廃期間に関しては(第5表)、即時、3年以内、5年以内、10年以内、15年以内、未定の6段階とした<sup>(9)</sup>。

このような内容の譲許案をもとにした第3回交渉では、小麦、飼料、加工用大豆などの非センシティブ品目をめぐり意見が交わされ、センシティブ品目は追って協議することにした。また韓国側は、譲許案修正の前提条件として、ASGの導入を求めたが、アメリカ側は難色を示した。一方アメリカ側は、対韓国輸出額が多いが韓国国内での生産量が少ない、とうもろこし、大豆、小麦などのコメを除く穀物類に対する関税の撤廃を早めることを強く要求した。

第4回交渉で韓国側は、第3回交渉での米国の意向を踏まえ、いくつかの品目の市場開放は避けることができなると判断し、一次譲許案よりも農産物の開放レベルをあげた修正譲許案を提示した。当初の関税撤廃例外品目の中で、トマト、チシャ、アボカド、原皮をはじめとする58品目を関税撤廃品目とし、226品目を未定とした(第4表)。また即時、3年、5年、10年、15年の関税撤廃品目のうちで約230品目について、関税撤廃の履行時期を前倒しした(第5表)。しかし牛肉な

どの主要センシティブ品目を加えなかった韓国側の修正案に対し、すべての農産物市場を10年以内に開放する原則を主張する米国側は、不十分と反発し受け入れなかった。

その他にこの交渉で注目すべき点は、米国が第3回交渉までASGについて否定的であったが、主要品目の開放を前提とするならば、セーフガードの適用に反対しないという立場になったことである。ただしこの場合にも、セーフガードの導入期間を関税撤廃までに限定することを要求した。

次いで第5回交渉では、これまで具体的に議論されなかったセンシティブ品目の譲許方向を中心に議論された。韓国側は未定品目のセンシビティを米国側に説明し、韓国のセンシティブ品目と米国の関心品目に関する相互の意見交換が行われた。しかし、品目別の譲許方向に対する結論は出されなかった。ASG、TRQ管理などの関連争点に対しても両国側の立場を再確認する議論に終わった。

第6回交渉でも、農業分野については、合意に達していない農産物の譲許方向に関して意見の交換が行われ、センシビティが低い一部の品目で意見の一致がみられた。しかしアメリカ側が、すべての農産物に対する関税を

第5表 譲許案における農産物の関税撤廃期間

譲許類型	一次譲許案(8月15日)		修正譲許案 <sup>(1)</sup>	
	品目数	比率(%)	品目数	比率(%)
即時撤廃	532	35	573	37
3年以内撤廃	36	2	27	2
5年で撤廃	147	10	262	17
10年で撤廃	332	22	353	23
15年で撤廃	200	13	90	6
未定(undefined)	284	19	226	15
総計	1531	100	1531	100

資料：姜(2006)。

注(1) 2006年10月18日に国会に提出された資料であり、第4回交渉終了時の譲許案とは相違する。ベジョンハ農林部国際農業局長は、第4回交渉では、即時、2年、3年、5年、7年、10年、15年、未定の8段階に区分した譲許案を提出したと述べている[農水畜産新聞、2006年11月20日、www.afnews.co.kr/afnews/news/news\_contents.asp?news\_code=2006112001116&c\_code=0101]。

撤廃する必要があるとの立場を堅持したため、結局、センシティブ品目に対しては、立場の差を埋めることができなかった。このような状況は、第7回交渉でも継続した。互いの期待する譲許水準の差を調整することを目標としていたが、十分な進展はなく、300前後の品目で追加的な協議が必要となった。

第8回交渉では、合意に達していない270ほどの品目の譲許方向を集中的に議論した。しかしこの交渉でも、センシティブティが低い品目のみで立場の接近がみられたが、十分な成果が得られなかった。

## (2) 妥結内容

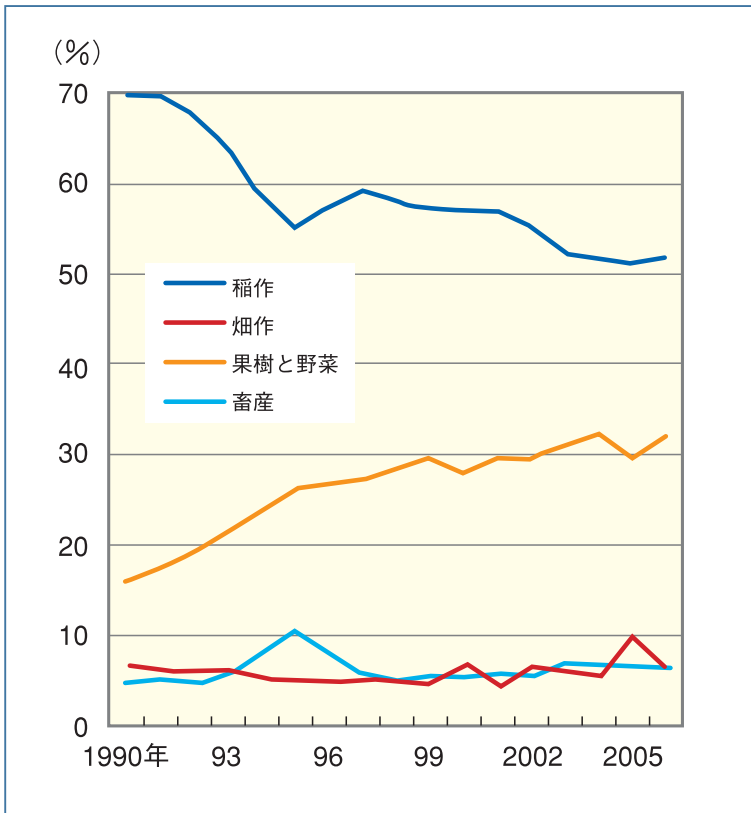
上述したように、交渉は、第8回交渉まで合意に至らなかった。しかし高位級交渉、通商長官会議を経て、2007年4月2日ようやく妥結した。農産物に関する妥結内容の詳細は、2007年5月25日に公表された韓米FTAの協定文で明らかになっており、ここでは簡単にその内容を説明する<sup>(10)</sup>。

韓米FTAでの農産物の譲許水準は、これまで韓国が締結したFTAと比較すると、かなり高いものであるが、衝撃の度合いを最小化するために様々

な例外的取り扱いがもうけられた。例外的な取り扱いに関しては、主要なセンシティブ品目に対し、譲許除外、現行関税の維持、季節関税の導入、税番の分離、農産物セーフガード(ASG)などを適用し、関税撤廃期間も15年以上の長期に渡るようにした。

ここでASGとは、輸入量が発動基準量を超過すると相手国との協議なしに、追加的な関税を賦課できる制度であり、発動期間や回数に制限がない。今回の交渉でASG発動権を得た農産物は、牛肉、豚肉、たまねぎ、りんご、唐辛子、ニンニク、ばれいしょ粉、高麗人参などの30品目(HS10単位基準では75個)である。一方、その他の品目には、国内産業に深刻な被害を及ぼすと判断される場合に発動の可否を決める一般セーフガード(SG、緊急輸入制限措置)が適用される。SGはASGに比べて発動基準が厳格であり、品目別で1回だけ発動が可能であるという内容が協定文に示されている。それ故、ASG対象品目を除く農産物は、一度SGを発動すると、その後国内生産に深刻な被害を及ぼすほどの輸入が行われても、原則として、どのような措置も講ずることができない。

では、次に主要個別品目の譲許内容をみていこう。最も韓国でセンシティブ



第5図 全農家に占める営農形態別農家の割合

資料：韓国農林部『農業基本統計』（各年版）。

ぶな品目であるコメ（及びコメに関連した16の税番）は、いかなる追加的な市場開放条件なしに譲許対象から除外された。営農形態別農家比率における稲作の高さから判断すると（第5図）、コメの譲許除外は国内の農業関係団体のFTAに対する反発を抑えるためにとられた措置と思われる。

2006年の関税割当（TRQ）量が22・1万トン（二次税率5%）であった食品用大豆は、現行関税（二次税率487%）を維持するが、醤油粕用の税番を分離させて食品用大豆にTRQ（0%）<sup>(11)</sup>を提供する。TRQ量は、1年目に1万トン、2年目に2万トン、3年目に2・5万トンとし、その後毎年複利方式で3%ずつ増加させる。食品用ばれいしょ（ $\tau$ :304%）<sup>(12)</sup>は、現行の二次税率を維持するが、初年度に3000トンのTRQ（0%）を与えていく。ポテトチップ用ばれいしょ

は、税番を分離し季節関税を適用する。12〜4月の季節関税は即時に、5〜11月のそれは7年間の猶予後に撤廃する。

天然蜂蜜（ $\tau$ :243%、TRQ（20%））は現行関税を維持するが、初年度2000トンで毎年3%ずつ増量させるTRQ（0%）を与える。人工蜂蜜（ $\tau$ :243%、TRQ（20%））、ローヤルゼリー（ $\tau$ :8%）及び蜂蜜調製品（ $\tau$ :8%）は関税を10年で0にする。

時間関税撤廃は、オレンジとぶどうに対する譲歩を得るための不可避的な措置であった。

牛肉は、センシティブな6つの税番（屠体と二分体（冷蔵及び冷凍）、部分肉（冷蔵及び冷凍など））（ $\tau$ :40%）の関税を15年で撤廃するが、同期間にASGが適用される。ASG発動物量は、27万トン（1年次）から35・4万トン（15年次）まで毎年6000トンずつ増量させる。ASG発動物率は、1〜5年には実行税率（40%）を、6〜10年には実行税率の75%を、11〜15年には実行税率の60%を適用する。豚肉は、センシティブな2つの税番（冷蔵三枚肉とその他（カルビ、首肉など））（ $\tau$ :22・5%）の関税を10年で撤廃するが、同期間にASGを適用する。ASG発動物量は、1年次に8250トンとして10年次まで6%ずつ増加させ、最終的に13938トンとする。ASG発動物率は、1〜5年次は実行税率（22・5%）を適用し、6年次からは実行税率の70%として毎年5%ポイントずつ引き下げ、10年次に実行税率の50%とする。

オレンジ（ $\tau$ :50%）は、出荷期（9〜2月）には現行関税を維持し、初年度に2500トンで毎年3%増量するTRQ（0%）を提供する。非出荷期（3〜8月）には、30%の関税からはじめて7年で0にする。オレンジジュース（ $\tau$ :54%）は、冷凍ジュースの関税を即時に、冷蔵ジュースの関税を5年で、撤廃する。ぶどう（ $\tau$ :45%）は、出荷期（5月〜10月15日）の関税を17年でなくし、非出荷期（10月16日〜4月）のそれを24%からはじめて5年で0にする。ぶどう酒（ $\tau$ :15%）、ぶどうジュース（ $\tau$ :45%）は即時に、また調製・保存処理したぶどう（ $\tau$ :45%）は7年で、関税を撤廃する。なお米国の関心が高い冷凍オレンジジュースとぶどうジュースの即

高麗人参（ $\tau$ :222・8〜754・3%）は、主要7品目（水参、紅参、白参（本参、尾参、雑参）など人参類）<sup>(13)</sup>に対してASGを20年間適

第6表 韓米FTAによる主要品目別の生産額減少の予測

(単位、億ウォン)

区分	関税撤廃年	年間			年平均値		
		5年次 (2013)	10年次 (2018)	15年次 (2023)	1~5年	6~10年	11~15年
減少額の合計		4465	8958	10361	2825	7412	9856
穀類							
大麦	2023	5	14	32	3	10	23
豆類	2023	17	86	154	10	59	130
その他	2018	24	53	53	15	41	53
小計		46	153	240	28	111	206
野菜、特作							
ニンニク	2023	29	39	49	22	34	47
たまねぎ	2023	31	63	96	16	48	82
唐辛子	2023	17	39	72	9	28	59
果菜類	2017	153	240	240	89	221	240
高麗人参	2026	34	39	43	32	37	42
その他	2013	38	38	38	23	38	38
小計		301	457	538	191	407	507
果樹							
りんご	2023	202	416	778	159	304	643
なし	2023	50	153	325	27	105	251
ぶどう	2025	176	462	764	94	345	645
みかん	2015	457	658	658	275	635	658
もも	2018	82	197	197	54	146	197
その他	2023	26	48	65	16	39	58
小計		993	1933	2787	625	1575	2452
畜産							
牛肉	2023	671	2811	3147	365	2009	3058
豚肉	2018	1464	1874	1874	876	1829	1874
鶏肉	2018	488	996	996	302	823	996
乳製品	2018	416	594	594	378	539	594
その他	2023	85	141	186	60	119	169
小計		3124	6415	6797	1981	5319	6691

資料：対外経済政策研究院ほか（2007）p. 33。

注(1) 履行期間が15年以前に完了する品目は、15年まで最終年度の減少額が継続すると仮定。

注(2) 大麦は買入政策が維持されると仮定。食用大豆の関税割当の一部は、国家貿易で管理すると仮定。みかんには漢拏峰などのハウス栽培みかんを含む。

用するが、関税を18年で撤廃し、また初年度を5・7トンとして毎年3%ずつ増量させるTRQ（0%）を提供する。

以上が譲許の主要な決定内容である。次いで、これに基づく農家に対する影響への試算と、それに依拠した国内対策の策定が必要となる。

### (3) 韓米FTAの韓国経済への影響

経済全体でみるといくつかのメリットが存在する韓米FTAであるが、農業部門に注目するとどうであろうか。これについては、韓国農村経済研究院（KREI）によって、農業の将来展望を行う総量模型KREI-ASSMO（ASSMOはAgricultural Simulation Modelの略）をもとに計算された結果が、4月30日に対外経済政策研究院ほか（2007）の中で公表されている。KREI-ASSMOは、農業部門の生産量などの予測、政策実験、貿易開放の効果分析を行うために1996年に開発されたモデルであり、マクロ変数予測部門、投入財価格予測部門、栽培業予測部門、畜産予測部門及び総量予測部門の大きく5部門で構成されている。

韓米FTAによる農業部門の経済的効果分析では、基準推定値（ベースラ



イン）と前節でみた個別品目の譲許内容に従う推定値を計算し、その差額をFTAの影響とみなして評価を行っている。ベースラインは、韓米FTA締結が実現しない状態が持続すると想定して2023年まで推定しており、基本的に、回帰分析結果に基づくマクロ変数と投資財価格の予測値をKREI-ASMOに代入して算出している。なおマクロ変数は、GDPデフレータ、名目、実質GDP、為替レート、人口、1人当たり可処分所得など、また投入財価格は、地代、賃金、農機具価格、経常財（肥料、農薬など）価格などからなる。

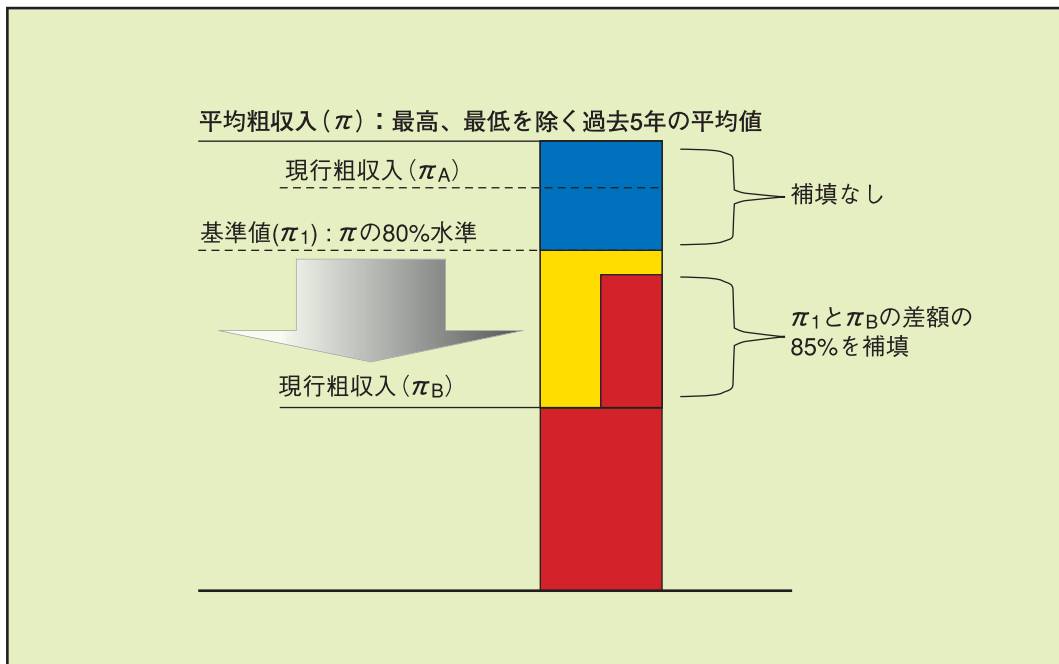
FTA妥結による推計値の計算では、韓米FTAが2009年から発効すると仮定し、譲許内容（関税率、TRQ、ASGなど）を外生変数としてモデルに適用して総量を求める。分析対象とする品目は、穀類（豆類、麦類、その他穀物）、畜産（牛肉、豚肉、鶏肉、乳製品（酪農品）、その他の畜産）、果実（りんご、なし、ぶどう、みかん、もも、その他の果物）、野菜・特作（唐辛子、ニンニク、たまねぎ、果菜類、高麗人参、その他の野菜・特作）からなっており、その生産額合計が農業総生産額（35兆ウォン）の91%と大部分を占めている。

以上のモデルで計測した結果が第6表である。第6表では、韓米FTAを行わない場合と比較して、どれだけ生産額が減少するかが示されており、FTA履行5年次（2013年）に44.65億ウォン、10年次（2018年）に89.58億ウォン、15年次（2023年）に1兆361億ウォンとなっている。また年平均生産減少額で見ると、1～5年は282.5億ウォン、6～10年は741.2億ウォン、11～15年は985.6億ウォンである。品目別では、牛肉、豚肉、鶏肉、みかん、乳製品、りんご、ぶどうなどで生産への影響が深刻なものとなると予想されている。

なお、今回の報告では、消費者に対する利益も併せて掲載されている。消費者への恵沢は、自由化によって価格が下がることで得られるものであり、15年間で、年平均37.2億ウォンとなっている。

**(4) 韓米FTAを受けての韓国の国内農業対策**

前小節では、韓米FTA交渉妥結による農業部門への影響の試算値を概説した。韓国農林部は、この計算結果を受け、2007年6月28日に具体的な国内農業対策案を発表し、農民団体を



第6図 輸入被害に対する補填措置

資料：韓国農林部（2007c）p. 22 をもとに、筆者作成。

どとの協議を経て、11月6日に10年間20・4兆ウォンの投融资を骨子として修正した補完対策を公表した。「韓国農林部 2007b, c」。その内容は、輸入増加により短期的に受ける被害への対策から農村活性化支援まで非常に多岐に渡っているが、主なものは次のようになっている。

① 短期的な輸入被害の補填

第一に、短期的な輸入の急増による被害の補填の直払制を従前のものより強化した点を指摘できる。チリとのFTAでは、キウイと施設ぶどうが補填対象であったが、今回の米国とのFTAでは、事前に品目を決定せず、輸入増加で被害を受けたものに補填を行うことにした。

またFTAによって現行粗収益が基準値以下になった場合、協定発効後の7年間、下落分の一定部分を補填することにした。第6図を用いて説明すると、まず、過去5年間の最高値と最低値を除く平均粗収入を $\pi$ 、 $\pi$ の80%を基準値( $\pi_1 = 0.8\pi$ )とする。輸入増加に起因して、図のように現行粗収益が $\pi_A (\leq \pi_1)$ になると、基準値 $\pi_1$ よりも大きいため補填されない。しかし、輸入が急増し粗収入が $\pi_B (\geq \pi_1)$ となった場合には、 $(\pi_1 -$

$\pi_B) \times 0.85$ が補填される。

第二に、韓米FTA履行により農業を継続するのが困難な農家に対し、協定発効後の5年間は、改善された廃業資金支援を行うことである。対象品目はFTA被害補填直払制の品目選定基準に準じて決定され、また固定投資がなされ、長期に渡って生産された品目を中心に支援が行われる。なお廃業による構造調整効果を確保するため、廃業資金を支給された農家は競争力向上支援対象から除外される。

② 農業の根本的な体質改善

韓国経済は、積極的に構造改善を行い、農業の体質を強化する計画であり、その1つとして、農家登録制を実施し、主業農<sup>(4)</sup>に政策支援を集中することにしている。主業農を中心に農家単位所得安定直接支払制度などによる所得・経営安定を企図しており、一定年齢未満で一定規模以上の主業農に対し、所得安定支援を行う。この制度では、当該年度の農業所得が基準所得より低くなった場合、その格差の一部が補填される。

また、農地賃貸借の活性化によって規模拡大を促進するため、土地利用型農業(コメ、露地野菜、果樹など)では、農地銀行を活用する計画である。

この一環として、農地銀行に8年以上賃貸委託した場合、所得税上の非事業用の土地から除外し、現行譲渡税率の60%を9~36%に引き下げて税負担を軽減する。

高齢農家に対しては、引退を促すため、既存の経営移譲直払制を改編した政策を実施する(第7表)。65~70歳の高齢農家が申し込むと、引退時点から75歳まで、1ha当たり月に25万ウォン支給される。対象農地を現行の振興地域田から振興地域田・畑に拡大し、売渡と賃貸を同一条件で支援して、さらに菜園栽培などによる0.3ha以下の面積の営農を認定した。施行初期には、経営移譲直払制と既存のコメなどに対する直払制を選択できる。

③ 農村活性化の支援<sup>(5)</sup>

農村の活性化に関しては、農村資源の産業化を促進するために、農地制度の改編を推し進める予定であり、農業振興地域内の農水産物加工処理施設に対する設置制限を3000平方メートルから1万平方メートルに緩和することとしている。また国土用途の区分上、開発用の土地の供給源である「計画管理地域」について、市・道知事の農地転用許可権限を現行の20haから50haに拡大する計画である。

第7表 高齢農家に対する経営移譲制度

	現 行	改 善
対象地域	振興地域の田	振興地域の田・畑
条件	農地売渡条件	売渡・引退し賃貸同一単価
申し込み年齢	63~69歳	65~70歳
支給期間	70歳まで(最長8年)	75歳まで(最長10年)
支給金額	支給上限2ha	
	(売渡)月24.1万ウォン/ha	(売渡)月25万ウォン/ha
	(賃貸)297.7万ウォン/haを1回	(引退し賃貸)月25万ウォン/ha
施行期間	97年~2013年	FTA発効後5年間だが、評価後、必要時延長

資料：韓国農林部 (2007c) p. 14.

④品目別の競争力強化

これまで記したものの以外にも、畜産、園芸、穀物・林産といった主要品目別に、比較優位を獲得しようとする政策が準備されている。具体的には、生産・加工・流通段階の脆弱な部分を補完して効率性を向上させ、優秀ブランド育成による品質の高級化、差別化を推進することなどである。

5 おわりに

以上述べたように、韓国は、韓米FTAを推進し、農業については、その貿易自由化の状況を利用して、農業構造の改善をはかり、農業の生産性を向上させる道を選択した。このような戦略には、高い対外貿易依存とともに、そのような状況の中で、1960年代以降、製造業を中心に輸出主導型の成長を達成してきたという自負がある。農業に関しても、1つの産業として、自由化の中で切磋琢磨して競争力を養い、高付加価値農産物の輸出産業になるであろうという期待がある<sup>(16)</sup>。

国内対策の内容にも、市場による配分を通じて生産の機会費用が相対的に小さい部門に資源を集中させ、農業部門の効率性を改善させようとする意図が確認できる。まず、廃業資金支援や

経営移譲直払制などによって、輸入との競争で収入が減少し規模を縮小する農家や廃業する農家及び高齢農家への支援を行いながら、農業からの退出を促進させる。そして非効率な農家数が縮小する過程で、農地銀行を利用した賃貸借などを通じて、土地を含む生産要素を主業農に集積させ、構造改革を推進することを企図している。

食料安全保障の問題に対しては、韓米FTAによって、農家の生産性を向上させ食料自給率を改善させることを優先させるが、自給率向上の費用便益を考慮しつつ、米国と友好関係を構築し安定した食料供給源を確保することで対処しようとしている。

貿易の自由化を通じた農業の再生という、経済学的には筋の通る処方箋に従った韓国にとって、韓米FTAが薬となるか毒となるか、今後の農業の推移を見守っていく必要がある。

注(1)12月の大統領選挙に向け、各党内部で農村票を意識した行動がみられ、批准が遅れる可能性がある。

(2)詳細は、樋口(2006)を参照。

(3)70歳以上の比率も、1970年の2.9%から、96年の10.7%を経て、2006年に18.8%を記録している。

(4)ただし、2000年は50.6%であった。

(5)本節の内容は、韓国外交交通部「自由貿易協定」(www.ftago.kr/user/index.asp)を参考にした。

(6)本節の議論は、権(2006)をはじめ韓国農村経済研究院ニュースで得られる権オボクの論文や韓国農林部ホームページ(www.maf.go.kr/index.jsp)で公表されている交渉結果報告を参考にした。

(7)1531品目には水産物や工業製品の一部が含まれており、農産品だけでは1452品目(HS10単位基準)となる。

(8)一次譲許案と修正案については、姜(2006)に依拠しており、韓国農林部からの公式発表に基づくものではない。

(9)米国は、コマや大豆を含むすべての農産物に関し、例外なく10年以内に市場開放し、品目に応じて、即時、2年以内、5年以内、7年以内、10年以内の5段

階で関税を撤廃することになっている。

(10)韓国外交交通部(2007)、韓国農林部(2007a)、樋口(2007)を参照。

(11)以下、一次税率がx%の関税割当(TRQ)をTRQ(x%)と表記する。

(12)τは現行関税率を表すが、TRQがある場合には二次税率を示す。

(13)水参とは、乾燥させず未加工状態の人参。紅参は、水参を蒸して乾燥させた赤色の人参。白参は、細い根を除去し乾燥させた人参であり、本参、尾参、雑参に区分される。本参は収穫した状態の人参であり、尾参は人参の細い根、そして雑参は商品性の低い部分を集めたものである。

(14)耕地規模が30a以上あるいは年間農畜産物販売額が200万ウォン以上である農家の中で、農家収入が農外収入より多い農家。したがって専業農でも自給的な農家は除かれる。

(15)韓国農林部(2007b)で言及されていた農漁村での創業企業に対する投資補助金制度の項目が韓国農林部(2007c)では削除されている。

(16)韓国の高い賃金水準から考えると、輸出が可能なものは、安全性などが確保された高付加価値農産物であり、まさに、現在先進国の消費者が要求するものである。



【引用文献】

【日本語文献】

樋口倫生「韓国農業の相対的縮小過程に関する分析」『2006年度日本農業経済学会論文集』pp.219-226、2006年。

樋口倫生「韓国の自由貿易協定（FTA）への取組―韓米FTAを中心として―」『食料と安全』pp.76-83、2007年。

【韓国語文献】

姜ギガブ「農林部総合政監査（10月31日）質疑資料」

([gigapnet/sub.asp?pageindex=rp&ripindex=view&page=11&id=417&refno=417&levelno=0&sequence=0](http://gigapnet/sub.asp?pageindex=rp&ripindex=view&page=11&id=417&refno=417&levelno=0&sequence=0))、2006年。

権オボク「韓米FTA第3回交渉の評価と今後の展望」『韓国農村経済研究院ニュース』2006年。

対外経済政策研究院ほか「韓米FTAの経済的効果分析」（国会韓米FTA特委報告資料）

([www.mofe.go.kr/division/br\\_ep/br\\_ep\\_01.php?action=view&t\\_code=29&no=79940](http://www.mofe.go.kr/division/br_ep/br_ep_01.php?action=view&t_code=29&no=79940))、2007年。

韓国農林部「韓米FTA協定文」([www.maf.go.kr/fta\\_index.jsp](http://www.maf.go.kr/fta_index.jsp))、2007年a。  
韓国農林部「韓米自由貿易協定締結による農業部門補完対策（案）」2007年b。

韓国農林部「韓米自由貿易協定締結による農業部門の国内補完対策」2007年c。

韓国外交交通商部「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定」

([www.mofat.go.kr/mofat/fta/kor\\_kor\\_0707/kor\\_list.htm](http://www.mofat.go.kr/mofat/fta/kor_kor_0707/kor_list.htm))、2007年。

